

第 15 号

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成26年熊本県条例第77号）の一部を次のように改正する。

本則の表NPO法人くまもと未来ネットの項中「熊本市中央区大江本町6番24号」を「熊本市東区江津一丁目7番17号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定されている法人の主たる事務所の所在地変更に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。